

# 仙台市農業委員会第 42 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 10 月 28 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 26 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第 4 号議案 農地法第 2 条第 1 項の規定を受けない非農地証明願承認の件
  - 第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）
5. 報告
  - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
  - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
  - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
  - (4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
  - (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
  - (6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
  - (7) 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断について
  - (8) 売渡あっせん希望農地一覧表
  - (9) 令和 3 年度第 2 回企画検討チーム会議報告
6. その他
  - (1) 会長報告
  - (2) 農業委員会関係出張等の復命
  - (3) 事務局からの連絡事項

①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後 1 時 30 分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 42 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	それでは、11 番郷古雅春委員、12 番齋藤清太委員を指名いたします。
議 長	議案に入ります。 (午後 1 時 38 分) 第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第一調査委員会が担当し、10 月 20 日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。大泉権吾第一調査委員会委員長から説明願います。併せて番号 2 番については、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。
大泉権吾第一 調査委員会委 員長	－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、10月20日に実施いたしました。調査は、8番菅野則義委員、7番加藤和江委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、贈与による規模拡大が1件、賃借権の設定による新規就農が1件、使用貸借権の設定による農業承継が1件の合計3件です。番号1番と2番の報告は8番菅野則義委員、番号3番の報告は7番加藤和江委員です。

（8番菅野則義委員報告）

番号1番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機2台（バインダー1台、ハーベスタ1台）を所有し、家族3人で79aの農地を耕作しております。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外在住により耕作ができないため、親族に贈与するものです。10月19日に二瓶均農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

大泉権吾委員  
（第一調査委員会委員長）

番号2番は、新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。調査の結果を、8番菅野則義委員から報告します。

菅野則義委員  
（8番）

番号2番は、賃借権の設定により新規就農を図るものです。新規就農であることから、全員で聞き取り調査を実施しました。譲受人は、譲渡人の長女を代表取締役とする法人で、71aの農地を賃借し、4,331㎡のハウスで完熟イチゴの養液栽培を行う計画です。既存の畑にはニンニクを露地栽培する計画です。農業機械としては、耕うん機を確保しており、イチゴ栽培については、令和2年6月から亘理町の農業法人のもとで研修を受けております。新規就農として意欲的であると調査しました。農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しました。なお、10月19日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

（7番加藤和江委員報告）

番号3番は、使用貸借権の設定により農業承継を図るものです。譲渡人は、

経営移譲年金を受給していますが、相続により取得した農地を、同一世帯の後継者に使用貸借するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で238aの農地を耕作しています。なお、10月16日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

高橋 勝彦委員  
(17番)

番号2番の完熟とはどういうイチゴですか。4,300㎡のハウスの建設費や、土盛の費用はどうなっていますか。

菅野則義委員  
(8番)

亘理町の農業法人で作っているブランドイチゴと同じようなものです。完熟で収穫するため、あまり触らないよう注意しているそうです。1個300円だそうです。資金計画は、ハウス予定地の土盛りとハウス建築費に、みやぎの企業的園芸整備モデル事業の補助金、融資で青年等就農資金、残りは経営体育成強化資金とJA仙台・銀行から借りる計画です。出荷先は農業法人を通し、東京への出荷が主です。

大泉権吾委員  
(第一調査委員会委員長)

研修中は、6t/10a収穫の実績があり、もっと収穫量を増やしたいと考えているそうです。

議 長

他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時48分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、

を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一  
調査委員会委  
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、7番加藤和江委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが1件です。調査の結果報告は、13番佐藤千治委員です。

（13番佐藤千治委員報告）

番号1番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。道路拡張による用地買収に伴い、既存農業用施設を移設することになりました。申請は、畑772㎡のうち269.27㎡を転用し、農業用倉庫に30.87㎡、農機具置場に75.36㎡、通路等に163.04㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画については、道路買収契約書の写しが出ております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

議 長

第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、  
を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査  
の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一  
調査委員会委  
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第 3 号議案の調査結果について報告します。調査は、6 番小野寺潔委員、9 番菊地郁夫委員、15 番庄司俊充委員、19 番柴田市郎委員と私（4 番大泉権吾委員）の 5 名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが 4 件、駐車場に転用するものが 2 件、太陽光発電パネル設置に転用するものが 1 件、資材置場に一時転用するものが 3 件の合計 10 件です。番号 1 番と 2 番の報告は私（4 番大泉権吾委員）から、番号 3 番と 4 番の報告は 6 番小野寺潔委員、番号 5 番と 6 番の報告は 9 番菊地郁夫委員、番号 7 番と 8 番の報告は 15 番庄司俊充委員、番号 9 番と 10 番の報告は 19 番柴田市郎委員です。

番号 1 番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、隣接地を所有している環境事業者が資材置場を拡張するもので、畑 810 m<sup>2</sup>を転用し、資材置場に 720 m<sup>2</sup>、通路等に 90 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 2 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田 3,454 m<sup>2</sup>を転用し、太陽光発電パネル 336 枚（発電出力 49.5kW）に 821.52 m<sup>2</sup>、通路等（駐車場、草刈置場、通路）に 2,632.48 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の

確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(6番小野寺潔委員報告)

番号3番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が隣接地にある資材置場を有効利用するため拡張するもので、田1,727㎡を転用し、資材置場に370㎡、車両置場(普通車7台)に210㎡、水路敷に275㎡、通路等に872㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、車両置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、市街化を誘引する施設が周辺にあり、4m以上の道路の沿道の区域であって、500m以内に2つ以上の公共的施設(小学校&コミュニティセンター)がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、申請者が経営する運送業者が隣接地を駐車場としているが手狭になったことから、運送業者の会社役員が売買により取得・整備してその会社に利用させるもので、払下申請中の水路敷の一部125㎡と合わせ(事業面積計4,093㎡)、田3,968㎡を転用し、駐車場(トレーラー14台)に1,680㎡、通路等に1,893㎡、法面等に520㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(9番菊地郁夫委員報告)

番号5番と6番は関連がありますので一括して報告します。資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、隣接地で資材置場に利用している建設土木工事業者が資材置場を拡張するもので、田

1, 153 m<sup>2</sup>を利用し、資材・重機置場に 250 m<sup>2</sup>、駐車場（6 台）に 152 m<sup>2</sup>、通路等に 751 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（15 番庄司俊充委員報告）

番号 7 番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、申請者が、田 2, 062 m<sup>2</sup>を転用し、駐車場（大型車 32 台）に 1, 335 m<sup>2</sup>、通路等に 727 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は借入金によるものであり、銀行からの融資証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されて おります。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 8 番は、資材置場に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過しております。申請は、貨物鉄道事業者が農業用排水路の改修工事をするため、田 5 筆 9, 711 m<sup>2</sup>の内 757 m<sup>2</sup>を一時転用し、資材置場に 318 m<sup>2</sup>、施工ヤードに 439 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画および農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、工事請負契約書の写しが提出されております。農用地区域内における一時転用であることから、経済局農政企画課から、農振整備計画の達成に支障がない旨の回答をいただいております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されて おります。一時転用の期間は、令和 4 年 3 月 31 日までの 5 ヶ月間です。農地復元計画書も提出されて おります。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（19 番柴田市郎委員報告）

番号 9 番と 10 番は、同一事業であるため一括して報告いたします。資材置場に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で、土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、市街化が見込まれる区域の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、JV 企業

体が近隣で実施する公共工事の事務用地として、畑 1,424 m<sup>2</sup>を一時転用し、駐車場及び資材置場に 664 m<sup>2</sup>、事務用地に 170 m<sup>2</sup>、通路等に 590 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。資力証明については、工事請負契約書の写しが提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用の期間は、令和 5 年 8 月 31 日までとなっております。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 3 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後 1 時 52 分)

議 長

第 4 号議案農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一  
調査委員会委  
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)

第 4 号議案の調査結果について報告します。調査は、8 番菅野則義委員、7 番加藤和江委員、13 番佐藤千治委員、18 番松原菊男委員の 4 名で行いました。今回の非農地証明願は、宅地が 1 件です。調査報告は、18 番松原菊男委員です。

(18 番松原菊男委員報告)

番号 1 番について報告いたします。申請地は市街化区域です。現況は宅地で

す。申請理由は、昭和 50 年 2 月 10 日に住宅を建築し、現在も宅地として利用してきているものです。確認資料である建物登記簿謄本・固定資産税課税証明書・現地写真により非農地対象条件 ③（農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に 20 年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの）に該当し、承認相当と調査しました。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。

第 4 号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定します。

(午後 1 時 55 分)

議 長

第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業・一括方式）、を上程いたします。

第 5 号議案については、赤間敬委員と柴田市郎委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。

今回は、最初に事務局から内容を説明願います。

事務局  
農地係長

第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業・一括方式）は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づくものです。令和 3 年 10 月 29 日仙台市公告予定分です。存続期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日の 10 年と令和 3 年 11 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日の 18 年の予定となっております。期間 18 年となっているのは、ほ場整備事業に合わせるものです。全部で 63 件 257,516 m<sup>2</sup>です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。

議 長

それでは、63 件のうち、議事参与の制限に係る案件 25 件から審議をします。最初に、番号 2 と 45 の 2 件を審議することにします。赤間敬委員の案件でありますので、赤間敬委員は退席していただきます。

(赤間敬委員退席)

議 長 赤間敬委員の2件（番号2、45）について、ご質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長 それでは、質問等がありませんので採決します。  
2件（番号2、45）について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業・一括方式）の2件（番号2、45）については、原案のとおり決定します。

(赤間敬委員入室) (午後1時59分)

議 長 次に、同じく議事参与の制限に係る案件23件（番号5～7、16～19、25、27～28、30～37、40～42、49、55番）を審議することにします。柴田市郎委員が役員になっている法人の案件でありますので、柴田市郎委員は退席していただきます。

(柴田市郎委員退席)

議 長 柴田市郎委員の23件の案件について、質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長 それでは、質問等がありませんので採決します。  
23件（番号5～7、16～19、25、27～28、30～37、40～42、49、55）について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業・一括方式）の23件（番号5～7、16～19、25、27～28、30～37、40～42、49、55番）については、原案のとおり決定します。

(柴田市郎委員入室) (午後2時01分)

議 長 それでは、議事参与の制限以外の残り38件（番号1、3～4、8～15、20～24、26、29、38、39、43、44、46～48、50～54、56～63）について、審議することにします。ご質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。38件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業・一括方式)の38件(番号1、3~4、8~15、20~24、26、29、38、39、43、44、46~48、50~54、56~63)は、原案のとおり決定します。

(午後2時03分)

議 長

続いて、協議事項はありませんので、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事(現状変更)届出につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)

農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。届出は3件ありました。

番号1番は、田3,467㎡のうち3,000㎡を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域です。隣接農地より低く水はけが悪く管理しにくいことから、盛土して畑として利用するもので、ネギ・大根・ニンニクを栽培する計画です。周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、11月1日から令和4年3月31日までの約5ヶ月です。9月28日に庄司俊充農業委員が現地を確認しております。関係書類も整備されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

番号2番は、田1,542㎡を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域です。隣接道路より低く水はけが悪く管理しにくいことから、盛土して畑として利用するもので、野菜・豆類を栽培する計画です。隣接する道路と同程度の高さに盛土する計画で、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、11月1日から令和4年3月31日までの約5ヶ月です。嶺岸若夫農業委員が、10月3日に現地を確認しております。関係書類も整備されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

番号3番は、田1,939㎡を盛土するものです。市街化調整区域の農振その他の区域です。隣接地が資材置場で、窪地で管理しにくいことから、盛土して引き続き田として利用していくもので、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、11月1日から令和4年3月31日までの約5ヶ月です。10月7日に安達良和農地利用最適化推進委員が現地を確認しております。関係書類も整備されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(8)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局  
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4033から4037まで5件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が2件、一般住宅・診療所・宅地拡張への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから7ページに記載のとおり、番号5078から5096まで19件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が10件、保育所・トレーラーハウス置場への転用が各2件、事務所・宅地拡張・宅地造成・公衆用道路・墓地への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、8ページに記載のとおり9件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、9ページに記載のとおり3件ありました。続きまして、(6)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、10ページに記載のとおり1件ありました。続きまして、(7)農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断については、別紙報告書の1ページから12ページに記載のとおり352件492,519㎡ありました。令和3年度農地利用状況調査により、再生利用困難と見込まれる農地に分類された農地で山林化している農地について、9月及び10月の調査委員会において非農地判断の可否について調査委員に確認をしていただき、事務局にて令和3年10月27日付けで非農地判断を実施しましたので報告するものです。すべて(ア)に該当しているものです。今後の事務のながれとしては、非農地判断を実施した農地所有者に対して非農地判断の通知書を11月に送付します。また、非農地判断を実施したことについて、関係機関(仙台地方振興事務所、仙台市長(農政企画課、農業振興課、資産税企画課)、仙台法務局)へ通知をしていくこととなります。続きまして、(8)売渡あっせん希望農地一覧表ですが、新規申出が10件ありましたので、一覧表を修正しております。別紙一覧表の網かけの部分が追加となります。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願います。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長	報告事項(1)から(8)までについて、ご質問等はありませんか。
菊地郁夫委員 (9番)	(8)の売渡あっせん希望農地の新たに追加された分は、ほ場整備が終わって登記が完了したから追加されたのでしょうか。
事務局 農地係長	ほ場整備の七郷地区は7件で、他の地区も3件あります。
郷古雅春委員 (11番)	(7)の非農地判断の事務の流れは、法務局に通知が行けば地目変更は職権で行うのですか。それとも本人が手続きしないと登記簿上変更にならないのですか。
事務局 農地係長	国の通知では職権でできる手法があり、税の部署とも調整しましたが、職権で行うのは難しいということでした。所有者に非農地判断の通知をする際に法務局と連携し、事前予約や必要な申請書類を添付して通知しています。農業委員会の農地台帳は現況を非農地にします。
庄司俊充委員 (15番)	非農地になることで、税金はどのくらい変わるのですか。
事務局 農地係長	農地から山林になるので大きく変わらないと思いますが、ケースバイケースとなり、検証はしていません。
議 長	他にご質問等はありませんか。  (質問、意見なし)
議 長	次に(9)「令和3年度第2回企画検討チーム会議報告」は、加藤企画検討チーム長から報告願います。
加藤企画検討 チーム長	— 説明 —(9)「令和3年度第2回企画検討チーム会議報告」
議 長	(9)「令和3年度第2回企画検討チーム会議報告」について、ご質問等はありませんか。 質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。 以上で報告事項を終了いたします。  (午後2時12分)
議 長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料2をご覧ください。

会 長	(会長報告)
議 長	続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について 佐藤とみ委員から 10 月 21 日開催のみやぎアグリレディス 21 の「女性の社会 参画に関する懇談会」の報告をお願いします。
佐藤とみ委員	— 報告 —
議 長	続きまして、事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局	(3)事務局からの連絡事項について その他事務局からの連絡事項
(ア)農地係長 (イ)～(キ) 振興係	(ア)共有者不明農用地等に係る利用権設定の手続きについて (イ)天皇杯受賞 (農)仙台イーストカントリー (ウ)11月～12月の予定表 (エ)宮城県農業会議「令和3年度農地等の利用の最適化に関する意見」の提出と 回答について (通知文書) (オ)企業の農業参入相談(農地を探しています) (カ)スマート農業実証プロジェクト (チラシ) (キ)他市町村農業委員会だより等 (横浜市)
議 長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。  (意見なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼振 興係長	閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第42回総会を閉会します。  閉 会

(午後2時26分)